きりん通信No.121

発行:きりん人事労務管理事務所
〒333−0844埼玉県川口市上青木 3-12-63
SKIPシティ彩の国ビジュアルプラザ 904・905
TEL 048-423−2395　FAX 048-423-2394
URL　：https://www.sr-kirin.jp/
e-mail：kirin@sr-kirin.jp　　2025 年（令和 7 年）12 月号

12
2025

重 要

2025 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証はお使いいただけなくなります（協会けんぽ）

協会けんぽ（全国健康保険協会）では、「2025 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証はお使いいただけなくなります」などとして、健康保険証（被保険者証）が使えなくなることについて、周知を図っています。

協会けんぽからのお知らせ／使用できなくなった健康保険証の取り扱いも案内

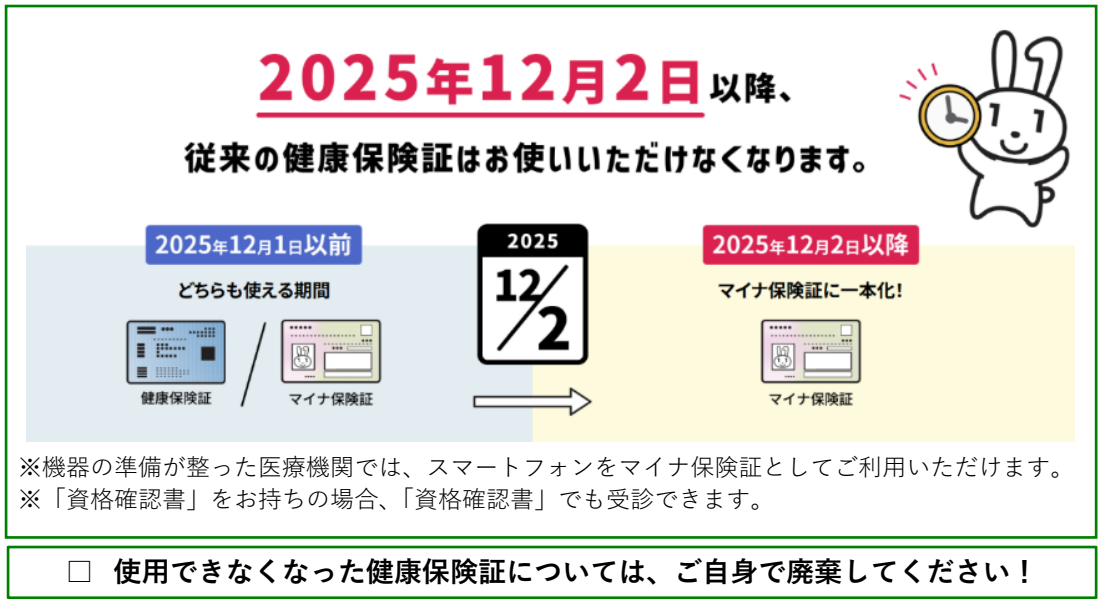

※機器の準備が整った医療機関では、スマートフォンをマイナ保険証としてご利用いただけます。
※「資格確認書」をお持ちの場合、「資格確認書」でも受診できます。

□ 使用できなくなった健康保険証については、ご自身で廃棄してください！

〈補足〉厚生労働省では、切替えに伴う混乱を避けるため、期限切れの健康保険証を持参した場合でも、資格情報が確認できれば、来年３月末までは、保険診療を受けられる特例措置を講ずることを、医療関係団体に周知しています。

★もし、従業員から期限切れの健康保険証の取り扱いについて相談を受けた場合は、本人および家族のマイナ保険証または資格確認書をすでに所持していることを確認した上で、期限切れの健康保険証は廃棄するように案内しましょう。

★マイナ保険証の登録がない方については、健康保険資格確認書が発行されます。

㊟　健康保険組合にご加入の事業所におかれましては、ご加入の健康保険組合にご確認ください。

実務に役立つQA

酒気帯びでも通勤災害？　自転車で帰宅中事故

Q　通勤に自転車を利用している従業員が、帰宅途中に転倒してケガをしました。同僚の証言によると、その日は社内で軽くお酒を飲んだ帰りだったようです。通勤災害と認定されるのか、認定されたとして保険給付に影響はないのでしょうか。

自転車の飲酒運転については、２０２４年１１月に道路交通法の改正があり、罰則が強化されています。

自転車の提供者に対する罰則が、違反と同じく３年以下の懲役または５０万円以下の罰金となって話題となりました。

会社でお酒を飲む機会が増える季節ですので、今一度社員への注意喚起をするといいでしょう。

回答は次ページ

A　道交法上、自転車は軽車両に分類され、酒気を帯びて運転してはなりません（法 65 条）。
事故発生の直接の原因となった被災労働者の行為が、道交法等の法令上の危害防止に関する規定で罰則の付されているものに違反すると認められる場合については、支給制限（労災法 12 条の２の２）を行うとされています（昭 40・７・31 基発 901 号、昭 52・３・30 基発 192 号）。

軽い飲酒運転の場合ですが、通勤の合理的な経路および方法に関して、必ずしも合理性を欠くものとして取り扱う必要はないものの、諸般の事情を勘案し、給付の支給制限が行われることがあることは当然としています（平 18・３・31 基発 0331042 号）。

第１２条の２の２　２．労働者が**故意の犯罪行為**若しくは**重大な過失**により、又は**正当な理由がなくて療養に関する指示に従わないことにより**・・・中略・・・**保険給付の全部又は一部を行わないことができる。**

要チェック「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」をオープン（経産省・中小企業庁）

中小企業庁は、中小企業・小規模事業者による賃上げ・最低賃金引き上げへの対応を応援するため、令和 7 年 10 月 30 日に「賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト」を立ち上げました。このサイトの特徴は、賃上げの実現に向けた具体的な方法（次の３つのステップ）が示されている点です。

・・・・・・・・・・・・・・ 賃上げ・最低賃金対応支援特設サイト／賃上げの実現に向けた具体的な方法 ・・・・・・・・・・・・・・

STEP１　賃上げに必要な人件費の増加分を知る
➔「人件費増加額シミュレーション」が用意されています。

STEP２　商品・サービス別、顧客別の「利益」を計算し、「伸ばすべき」商品・サービスを検討する
➔企業収益を可視化・分析できるツール「儲かる経営 キヅク君」のリンクが示されています。このツールは（独）中小企業基盤整備機構が登録不要・無料で提供しています。

STEP３　賃上げ原資の確保に向けて対策を考える
➔具体的な課題（「価格交渉・価格転嫁」「売上拡大・生産性向上」「IT 活用・省力化」「経営改善・事業再生」「事業承継」）について、それぞれ漫画による進め方のコツ、具体的な事例、相談窓口、関連する補助金などの施策が明記されています。

・・・・・・・・・・・・・・ 建設業法等改正法が令和 7 年 12 月 12 日から完全施行されます（国交省）・・・・・・・・・・・・・・・・

「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」による一部の改正規定について、施行期日が２０２５年１２月１２日に決定しました。

受注者について、不当に低い請負代金や著しく短い工期による契約締結を禁止、見積書金額よりも著しく下回る金額での契約締結に対する発注者への勧告・公表などが規定されました。

国は、企業に賃上げを執拗に迫り、大手元請けに対して規制を強化し、下請け企業の利益を守る、そして強い経済を目指す、そんな方針が色濃くなってきています。社員の賃金を守るために価格の見直し、効率化。本気で取り組むべき課題ですね。

おしらせ　きりん事務所新メンバー紹介 “ 荒井 友侑子（あらい ゆうこ）”

営業アシスタント事務として１２年。企画設計事務として３年。漢検、秘書士の資格を持つ、事務職のスペシャリストです。
穏やかで物静かですが、仕事はキッチリバリバリこなしてくれます。
結婚、出産以外で会社を辞めたことがなく、芯の強さも魅力的です。皆様どうぞよろしくお願い致します。

10 月からきりん事務所で働くことになりました、荒井友侑子と申します。

出産を機に仕事から離れ、４年間子育てに専念しておりましたが、娘の幼稚園入園を機に社会とのつながりを持ちたいという思いから、きりん事務所の求人に応募致しました。

人事労務の業務に挑戦させて頂くことに喜びを感じています。未経験の分野ではございますが、新しい知識やスキルを積極的に学び、一日でも早く戦力になれるよう努力して参ります。

どうぞよろしくお願いいたします。

◆イアン・ソープの名言◆「成功」とは、自分の達成感の事だ。結果はオマケでしかない。

若かりし頃、「結果が全て」と考えているところがありました。それは、今思えば、「努力すれば出来ること」にしか挑戦していなかったからなのかもしれません。人間は、成長を実感することに喜びを感じる貴重な生物だと思います。成長と達成感を感じながら、楽しんで生きているその「瞬間」が成功と言えるのかもしれないですね。困難があっても、それを乗り越えることで成長を続けていきたいと思います！

きりん事務所は現在３人の新人。日々の成長を見ているのはとても楽しく感じます。

今月は、オリンピックで５つの金メダルを獲得したオーストラリア出身の水泳選手、イアン・ソープ氏の名言をご紹介いたしました。